

## 貸借対照表能力論における静態論と動態論：特に、 無形財の貸借対照表能力に関するDoris Zimmermann の所説を中心として

森, 美智代

<https://doi.org/10.15017/2920731>

---

出版情報：経済論究. 72, pp.31-63, 1988-11-22. 九州大学大学院経済学会  
バージョン：  
権利関係：

# 貸借対照表能力論における 静態論と動態論

—特に、無形財の貸借対照表能力に関する  
Doris Zimmermann の所説を中心として—

森 美智代

## はじめに

- I. 利益概念と積極側計上基準との関係
- II. Simon の静的貸借対照表論における積極側計上基準
  1. 財産価値の決定
  2. 積極側計上基準
  3. 無形財の積極側計上基準
- III. Schmalenbach の動的貸借対照表論における積極側計上基準
  1. 比較可能な利益の決定
  2. 形式構造に基づく積極側計上基準の理論
  3. 評価規定に見られる思考の変化
  4. 貸借対照表観の変遷から生じる利益概念の変化
  5. 無形財の積極側計上基準
  6. 理論的利益概念と基本的原則との間に生じる矛盾
- IV. 貸借対照表論における積極側計上基準の問題点

## おわりに

## はじめに

1978年の EC 第四指令の公表後、西ドイツは、EC 指令の国内導入のため、商法典・株式法・所得税法・その他関連法規の改正に乗り出した。その過程において、商法典・株式法改正に関して、政府草案の修正にともない専門家による公聴会が開かれ、また数多くの印刷物が公表された。ついに、1985年に新商

法典（財務諸表指令法）の制定に至った。しかし、西ドイツが、他のヨーロッパ諸国の法改正に遅れをとったことから解るように、1985年商法典、特に、その会計計算規定の改正は、従来の西ドイツの制度上定着した正規の簿記の諸原則と秘密積立金設定の問題に関わる商慣習を残しながらも、EC 指令との調整のため、妥協した形となったことが窺える。EC 指令との調整の影響は、年度決算書（附属明細書・脚注を含め）のディスクロージャーの拡大に著しく現われている（註1）。

しかし、新规定の中には、依然として従来から懸案として残された会計処理規定があり、特に無形財の貸借対照表能力問題においては不明瞭な規定のままである。周知のように、制度上、無形財の貸借対照表への計上問題は、従来から厄介な問題として扱われてきた。というのは、無形資産は企業の収益力に大きく貢献している反面、企業の営業成績の悪化に際しては、債権者保護の立場から債務弁済能力について極めて危険なものとなるからである。しかし、無形財の会計処理が未解決であるにもかかわらず、現在の経済発展による企業の技術革新は進む一方であり、それにとまなう企業独自の技術・新製品・ノウハウ・人的資源・コンピューターのプログラム（註2）など無形財についての貸借対照表能力に関する問題は複雑になっている。この問題は、企業の国際化が、所有権の所在を巡る問題を引き起こし、さらに新しい取引形態を引き起こすにつれ、従来の無形財についての貸借対照表計上問題とは異なって、より一層複雑な問題に転換している。このことは、法改正に際しての *Vermögensgegenstände* と *Wirtschaftsgut* の論争の原因となったところである（註3）。

このような未解決の問題を残しながらも、法制度上における会計規定は、1985年新商法典の制定によって、一応の決着をみたということができよう。しかし、制度的な会計規定の基盤が落ち着いた現在、筆者は貸借対照表計上問題について、あらためて従来の貸借対照表論に基づく考察の必要を試み、問題点の整理を行なうことが必要であると考え。そこで、以下、Doris Zimmermann の所説“*Schmalenbachs Aktivierungsgrundsätze*”（1985年）（註4）を手掛りに、無形財の貸借対照表計上能力について探究したい。ちなみに、この Zimmermann の論文は、静態論と動態論による貸借対照表計上能力を考察

するもので、Herman Veit Simon の貸借対照表論<sup>(注5)</sup>、Fritz Schmidt の貸借対照表論<sup>(注6)</sup>、さらに Eugen Schmalenbach の貸借対照表論<sup>(注7)</sup>を取り上げている。彼女の論文では、特に、Schmalenbach の動的貸借対照表論における積極側計上基準が中心に論じられているが、Simon の所説についても次のような新しい視点が示されている。すなわち、従来、Simon の貸借対照表論が論じられる場合、彼の本来の貸借対照表論の内容（貸借対照表項目の説明を含む貸借対照表構造論と貸借対照表評価論）の内、後者の評価論のみが問題とされ、貸借対照表構造論についてはほとんど顧みられないという傾向があった<sup>(注9)</sup>のにたいして、Zimmermann は、貸借対照表構造論を取り上げているのであって、このことは、まことに注目すべき視点といわなければならない。また、Zimmermann の著書には、これまで我が国における Schmalenbach ならびに Simon の貸借対照表論における解釈<sup>(注10)</sup>に見られない新しい解釈が見られる。そこで、本稿では、Schmalenbach、Simon の無形財の貸借対照表能力に関する所説について、Zimmermann の論評を中心に探究し、その中で、貸借対照表計上能力についての所説の変化を整理し、将来への展望を探りたい。しかし、紙面の都合により、Schmidt の貸借対照表能力についての詳細な考察は次稿に譲りたいと思う。

(注1) 津守常弘稿「企業会計原則の再構築と『会計政治化』」、『企業会計』Vol. 39, No. 9. を参照。拙稿、「1985年ドイツ商法典における秘密積立金の新しい動向」『経済論究』第69号, 137頁。

(注2) プログラムについての会計処理を扱った論文が、最近見られるようになった。Foruster, Karl-Heinz, Zur Ausweise, Ansatz und Bewertung des Programmvermögens von Rundfunkanstalten, *WPg.* 1988, Jg., 41, Nr. 11, S. 321.

(注3) 拙稿「西ドイツの商法と株式法の会計規定における財産概念」について、『福岡大学大学院論集』, 第17巻第1号, 113頁。

(注4) Zimmermann, *Schmalenbachs Aktivierungsgrundsätze*, Betriebswirtschaftliche Studien Rechnungs- und Finanzwesen, Organisation und Institution, Bd. 3, 1985.

(注5) Simon, Herman Veit, *Die Bilanzen der Aktiengesellschaften und der Kommanditgesellschaften auf Aktien*, 3 Aufl., 1899.

(注6) Schmidt, Fritz, *Die organische Tageswertbilanz*, 3 Aufl., 1929.

(注7) Schmalenbach, Eugen, *Grundlagen dynamischer Bilanzlehre*, 1, Aufl.,

1919. in: *ZfhF*, 13. Jg. 1919.

Schmalenbach, Eugen, *Grundlagen dynamischer Bilanzlehre*, 3. Aufl., 1925.

Schmalenbach, Eugen, *Dynamische Bilanz*, 6. Aufl., 1933.

Schmalenbach, Eugen, *Dynamische Bilanz*, 8. Aufl., 1945.

Schmalenbach, Eugen, *Dynamische Bilanz*, 13. Aufl., 1962.

(注7) 渡辺陽一稿「ジモンの貸借対照表論」、『一橋論叢』第56巻, 第3号, 247頁。

(注8) 黒沢教授によれば, 貸借対照表学説は, 次のように三つの発展段階に区分されている。

第一段階 客観主義から主観主義への展開の時代(財産および価値説) シュフラー, ジモン(主観主義の代表者)

第二段階 「財産および価値説」を否定して費用配分説としての費用動態論はウィルモウスキー, フィッシャー等によって代表される, この学説の上に立つのが, シュマーレンバッハ(動的貸借対照表観の完成者)である。

第三段階 財産思考の上に立つ貸借対照表観の復活

コウエロー, オスバールの学説が代表される。

この学説の上に, シュミットの有機貸借対照表学説が発展した。(黒沢清著, 『貸借対照表』春秋社, 昭和30年, 146—147頁。)

Zimmermannによれば, Schmalenbachの動態論は, 黒沢教授説の第三段階に入ることになる。

## I 利益概念と積極側計上基準との関係

無形財についての規定が, 1965年株式法においてと同様に, EC 指令並びに財務諸表指令においても不明瞭である。Zimmermannによれば, この不明瞭さは, 年度決算書がいかなる財産・資金・収益状態について伝達すべきなのかという貸借対照表作成目的について明確にされていないことに基づく(注1)と考えられている。それゆえ, Zimmermannは, この貸借対照表目的を探究するためには, 利益概念の考察が必要だ(注2)と考える。そこで, まず動的考察を行なう場合には, 損益計算に優先的地位が置かれて貸借対照表内容が決定されるが, この損益計算の根底には貸借対照表に示された財産が存在する。このことから, Zimmermannは, 静的貸借対照表論ならびに動的貸借対照表論にはそれぞれ異なる使命(die Aufgabe)が与えられていると考え, この使命, すな

に基づき探究しようとするのである。さらに、Zimmermann は、利益概念が、いかなる経済理論に基づくものであるかについての考察の必要を説いている。以下に見るように、彼女の論文は、このように、経済理論における所得概念→貸借対照表上の利益概念→貸借対照表内容→積極側への計上基準という順序(注3)で展開されることになる。

彼女の論理によれば、経済理論における所得概念から貸借対照表上の利益概念へ転換するにあたって、次の三つの段階を経過する。

#### (1) 経済理論における所得の概念

財産・所得は、個人の経済的給付能力 (der Ausdruck der wirtschaftlichen Leistungsfähigkeit) の現われであり、消費能力を示している。さらに細分すると、財産は、処分可能な消費源泉の「残高」として説明され、他方、所得は、消費可能性の流入・消費水準の上昇 (所得理論における規則的流入) として、あるいは、一期間に生じる消費可能性の総計 (純財産増加理論の意味における全体流入) として説明される。このように定義された所得は、ローマ法の果実概念に基づく収入の定義による所得と純財産増加理論による所得に区分される。前者は、繰り返しの可能な流入という特徴をもち、その場合、実質的維持が保証されなければならない (動的利益コンセプト)。それに対して、後者は、個人が、一世代において従来の財産を減らすことなくそれ以上に流入した財産 (静的利益コンセプト) を示す(注4)。

このような経済理論における所得には、経済上の影響要件 (資本市場利子・配当予測・時間的要因) が考慮されることによって、次のような利益の概念をもたらす。

#### (2) 静的評価利益 (der statische Schätzwinn) と動的評価利益 (der dynamische Schätzwinn)

静的評価利益は、有益財産の増加であり、帳簿上の財産増加ではない。期間開始時における期待財産増加は計画利益を示し、期間末における獲得財産利益増加は、過去の利益を示す。他方、動的評価利益は、あらかじめ期待配当を財務計画によって決定しておき、予定年度の収入と支出の対応によって決定される。つまり将来の配当可能額を予定して、現時点において「期末」の配当可能

わち貸借対照表内容（積極側計上基準・消極側計上基準）の確定を利益概念に額を見積もることになる。そのため、評価利益は、貸借対照表利益のように客観的には決定できず、予測上の利益を示すことになる。たとえば、確実な予測をおこなった場合には、静的評価利益と動的評価利益とが一致する<sup>(注5)</sup>。しかし、不確実な予測を行なった場合には、静的評価利益（過去の利益配当可能性）と動的評価利益（将来の配当予想の尺度）に差が生じる（動的評価利益<静的評価利益）。静的評価利益と動的評価利益の誤差が、予測の誤りの原因となる。そこで、将来の予想をより確実に予測するためには、静的評価利益と動的評価利益を貸借対照表利益として決定することが考えられる<sup>(注6)</sup>。

### (3) 貸借対照表上の静的利益・動的利益<sup>(注7)</sup>

ここでは、既述の利益概念とは異なり、帳簿財産が対象とされる。というのは、完全市場でない限り、有益財産の見積もりは不可能であるからである。静的利益は、帳簿財産の増加（但し、より有益財産に近い帳簿財産）を示す、それに対し、動的利益は、貸借対照表上客観的に決定される将来の配当の表示器（財務計画によって決定されない）を示す。ところで、この場合、貸借対照表上の財産の決定は、個別評価の原則によって決定される、つまり個々の財産等の総計（価値）として理解される。ここで、全体価値評価から個別価値評価に移行したことは、有益財産の把握から帳簿財産の把握に移る結果となり、そのため、貸借対照表の内容は、「計算技術上の金額」<sup>(注8)</sup>として特徴づけられることとなった。Zimmermann によれば、Schmalenbach が、「絶対的に正確な利益」を求めるとは「比較可能な利益」を求めることによって利益の経済理論的思考から貸借対照表レベルの利益へ転換していることが考えられる。

これから、Simon, Schmalenbach（本稿）、Schmidt（次稿）の積極側計上基準を考察していくが、利益（又は、財産価値）を貸借対照表上でどのように理解するかによって積極側への計上基準が異なってくる。そこで、静的貸借対照表論と動的貸借対照表論における積極側計上基準について考察したい。

(注1) Zimmermann, *a. a. O.* S. 29.

(注2) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 31.

- (注3) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 35.  
(注4) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 35-39.  
(注5) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 40-48.  
(注6) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 49-50.  
(注7) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 51-58.  
(注8) 「計算技術上の金額としての貸借対照表内容」について、Zimmermann は、次のように述べている。『動的考察による積極側・消極側についての統一した説明は、行なわれておらず、特に、積極側の考察の前提についての説明は、それぞれの貸借対照表論によって異なった説明がなされている。ただ貸借対照表作成について共通していえることは、貸借対照表上決定された財産について独立の表示能力が与えられていないことである。すなわち、動的考察による財産は、単なる『帳簿技術上の財産』に過ぎない。結局、利益計算の目的のために決定され、財産の定義は、利益の定義によって決定される。確かに、動的考察による利益は、財産の変化に対応する。しかし財産の増加として、市場価値の上昇 (die Marktwertsteigerung) として考えられない。貸借対照表内容を「計算技術上の金額」(または、記帳技術上の金額) として解釈することは、動的利益の特徴として考えられているため、「動的」か「静的」かの判断基準となると考えられる。これに類する解釈が次の論文でもみられる。  
(Zimmermann, *a. a. O.*, S. 62) 貸借対照表で繰越される残高 (未解決項目) は、『手でとらえられうる財産から完全に独立している』数字の組み合わせにはかならない。(津守常弘稿「シュマーレンバッハ動態論と秘密積立金 (I)」『経済学研究』第47巻第5・6合併号, 95頁)

## II Simon の静的貸借対照表論における積極側計上基準

### 1. 財産価値の決定

周知のように、Simon は、「企業の財産を、企業の解散を前提とした一般価値の合計として把握する」という従来の客観価値説の見解に反対して、企業の継続を前提とした「個人企業或は株式会社の (個別の) 財産」<sup>(注1)</sup>を計上すべきだとした。彼の見解によれば、貸借対照表の第一目的は、「財産状態についての概観の期間的確保」(財産決定) であり、第二目的は、「利益・損失を明白にする」ことにあった。このことは、同一の貸借対照表上で「適正な」財産と「適正な」利益を決定することを意味し、彼の理論は二元的である<sup>(注2)</sup>と特徴づけられている。他方、無形財の貸借対照表計上に関しては、ジモンは、当時

の会計実務<sup>(註3)</sup>に反対して、個別評価を主張し、主観的価値の財産<sup>(註4)</sup>(継続企業を前提にした)を個別評価によって決定することを義務付けた。

## 2. 積極側計上基準

### (1) 評価基準

Simon は、以上のような見解を前提としながら、さらに、財産を販売対象物と経営対象物(さらに無形財)とに区別し、積極側への計上には、経営対象物については、「個別の使用価値 (der Gebrauchswert)」<sup>(註5)</sup>を、あるいは販売対象物については、「取引価値 (der Verkerswert)」を求めた。すなわち、まず販売対象物については、積極側への計上に際して、個別評価で認識し、市場価値以下による評価、すなわちより低い売却価値による評価を主張している。この主張は、法律の規定を重視していることに基づく<sup>(註6)</sup>のものであった。また、彼は、経営対象物(会社の営業上に継続して用いられている対象物)については、一部では客観的評価を支持し、個別の経営価値を基準とした。経営対象物の価値は、「減価・減耗」を控除して決定され、貸借対照表上の価値減少を考慮して、原価 (der Kostenpreis) で計上される<sup>(註7)</sup>。貸借対照表への計上を、獲得価格に戻すことによって、客観的に計上された金額(取得原価)に依拠したことは「減耗」についても裁量の余地を制限していると解釈される。通常の場合、「使用可能性の減少」に見合う価値減少について、定額法による各年度同額の減価償却を求めている<sup>(註8)</sup>。

Zimmermann の見解によれば、Simon による販売対象物についての貸借対照表作成原則は実現主義の否定<sup>(註9)</sup>によって、静的考察方法として明白になっている。すなわち、Simon は、利益発生を販売に求めず、取得事象 (der Anschaffungsvorgang) に求めている。その根拠は、原則上、時価での計上を認めていたからである。他方、Simon にあっては、経営対象物についての評価基準が不明瞭であり、特に、減価償却機能が明白でない。使用可能性の減退にともない定額法による減価償却を要求することは、取得原価を耐用年数に配分するという動的思考に基づいていると理解される面がある。しかし、他方では、経営価値の客観化された決定(貸借対照表上の価値修正)という意味では静的思考で

ある。結果的には、Simon が「売却価値」を否定したが、更新基金に関しての減価償却について説明していることから判断すれば、財産指向の考察方法が推測されると、Zimmermann は説明する。すなわち、Simon によって固定資産について主張された評価規定（流動資産に関する規定ほどではないが）は、確かに、静的見解として特徴づけられる。彼の財産価値決定の学説は、個別評価基準によって実証されている<sup>(注10)</sup>。

## (2) 取引可能性

次に、Simon の貸借対照表論における積極側計上基準について、ここで注目すべき第二点は、彼が、有形・無形財産価値の貸借対照表計上の条件として、「実際上の取引可能性」(reell verkersfähig)<sup>(注11)</sup>を挙げていることである。すなわち、「取引可能性」とは、Simon によれば、対象物それ自体が、たとえ、無形であり法律上正確に把握できないにしても、財が法的な取引の対象でありうるならば、また貸借対照表上の積極側へ現われうるものでなければならぬことを意味する。文献上、彼のこの説明は、個別売却可能性を求めるものとして解釈されたものである<sup>(注12)</sup>。

そこで、Simon の積極側計上基準である「取引可能性」について、Zimmermann の見解をまとめると次のようになる。

### ① 個別売却可能性として個別取引可能性を解釈することについて

「もし、(個別の) 取引可能性が、独立に法取引に参加でき、債権関係において独立の対象でありうる可能性を意味するもの」<sup>(注13)</sup>と定義できるならば、この定義から(個別の) 増加可能性・(個別の) 減少可能性をも導出できると考えられる。しかしながら、Zimmermann によれば、Simon が「取得の対象として権利主体に対応する全てのもが財産に数えられうる」<sup>(注14)</sup>としていることから明らかなように、文献上の解釈(個別売却可能性)ではなく、Simon は「調達事象」(der Beschaffungsvorgang)を中心に考えると解釈される。この解釈は、何らかの物を購入した場合に、その購入した対象物は、物的勘定として帳簿に記帳され、それに従って株式会社が、貸借対照表の積極財として記帳できるという意見にも当てはまる<sup>(注15)</sup>。

また、Simon が挙げている例(経済上の企画、店舗設計・法律で保護されな

い製造秘密・顧客・信用等)<sup>(注16)</sup>のような無形財について、個別の(算術計算による合計の)財産価値が見積もられるかどうか問題である。Simon が挙げている例の無形財についての貸借対照表計上能力は、狭く解釈される個別売却可能性では根拠づけることはできない。つまり、取引可能性は、個別売却可能性よりも広い範囲のものと解釈できる。

## ② 個別調達可能性として個別取引可能性を解釈することについて

清算を前提とした財産を貸借対照表へ計上することを支持する立場にたつとすれば、「実際上の売却可能性」が条件として必要となるが、Simon は、この「実際上の売却可能性」を必要としていない。というのは、財産対象物の多くが、主に引渡しが可能であるからである(Simon は、プロイセン普通法 § 19 I, 4.等を念頭においている)<sup>(注17)</sup>。また実際上の売却可能性を必要としないのは、継続企業の仮定のもとで財産価値を決定しようという根拠に基づくものである。この継続企業の仮定のもとでの財産価値の決定は、財産価値増加を考慮する取引可能性を調達可能性として理解する彼のテーゼにとって、指針としての役割を果たしている。

だが、個別の取引可能性を個別の調達可能性と理解するというような解釈には問題点がある。このような解釈は、最小限の財産単位(個別単位)を考慮することはできない無形財の領域においては、積極側計上基準として不十分であるからである。彼は、積極財として「実際上の財産対象物」<sup>(注18)</sup>のみを考慮しているので、無形財を正確に積極財として計上できない。無形財の積極側への計上について、Simon自身も「この種の財の受入れによって、貸借対照表の実際上の地盤が宙に浮くという危険を引き起こしているのではないか」<sup>(注19)</sup>と根拠の不十分さを感じている。

## 3. 無形財の積極側計上基準

前述のことから、Simon は、無形財については、個別の調達可能性だけを考慮に入れるだけでなく、異なった取得の種類(原始取得・買入取得)による区分基準を与えている。さらに、法律上の権利と法律上具体的に示されない無形財(純粋な経済財)とに区別している。Simon の場合、法律の権利であ

ることから貸借対照表計上が可能であるならば、取得の種類が、原始取得であろうと又買入取得であろうと関係なく貸借計上能力がある(注20)。しかし、自己創設の権利の場合は、費用の見積もりを必要とする。

Simon は、貸借対照表上に「認識可能な財」を計上するという事は、「支出ではなく、財産部分……だけを積極側へ数字で表示しなければならない」(注21)ということであると主張している。しかし、何時、無形財における「支出」が「認識可能な財」すなわち積極側への計上可能な財の取得をもたらすかという問題が起こる。そのため純粋な経済財の積極側への計上条件として、有償によって得られた認識可能な対象物が積極側に実在することが要求された。しかし、Simon は、個別の増加可能性の基準について十分に立証することができなかった。それにもかかわらず、「増加時点についての認識可能性」に甘んじることになった。そのため、彼は、支出をともなわない「贈与」による収益予想を、純粋な経済財の積極側計上から除外している(注22)。

結果的に、法律で保護されていない純粋な経済財については、買入取得による発明、秘密製法、これらに類するものの内、「具体的な」財産価値だけが、積極側への計上が可能となった。Zimmermann によれば、Simon は基本的な計上基準としては、個別の調達可能性に固執している。しかし、純粋な経済財を、企業解散の場合には、個別売却可能性によって計上されることを前提としていることから、彼が、取引可能性を売却可能性に近いものとして解釈をしていることが考えられる。

(注1) Simon, Herman Veit, *Die Bilanzen der Aktiengesellschaften und der Kommanditgesellschaften auf Aktien*, 3. Aufl., Berlin 1899, S. 303. 「ジモンの見解は、企業主その人の純個人的主観価値を主張するものであるこれを批判して、営業価値説がシュタウプ、レームによって主張される。しかし、彼らによって唱えられた非難又は修正は、単に、述語上又は言葉上の非難又は修正に止まり、学説の実質的な欠点に触れたものではなかった。」(上野道輔著『新稿貸借対照表論』上巻、有斐閣 昭和31年 310頁。)

(注2) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 80.

(注3) Ebenda, S. 81. その他の当時の会計実務については、次のような論文によって知ることができる。① Gustav Saage の見解によって当時の会計実務が考察されている。すなわち、1884年第二株式法改正法によって、鉄道設備が時価評価された

場合に暴露されたような弊害が予防されるべきであり、財産部分の不誠意な過大評価が阻止されなければならなかった。当時、積極側財産の過小評価・消極側財産の過大評価（過小利益の表示・過小配当の適否）の合法性は、まだ切実な実践的課題として前面には現われず、むしろ積極財産の過大評価・消極財産の過小評価（架空利益の計上・資本配当禁止）の違法性とその阻止が、公表会計理論・制度上の主要問題であった。（津守常弘稿「ドイツ静態論と秘密積立金」『立命館経営学』第2巻2・3号、226—227頁。）②「ドイツでは、貸借対照表問題は1861年のドイツ普通商法典の第31条評価規定の解釈を契機として起こってくる。最初はこの問題が裁判所などを中心とするいわゆる法律家の手によって取り扱われるため、実務を全く無視した売却価値が全商人の財産評価基準と解釈されてしまう。そのため、巨大な設備財を有する鉄道、鉱山会社などには深刻な事態が発生するに至る。」（渡辺陽一稿「ジモンの貸借対照表論」一橋論叢、第56巻、第3号、24頁。）

（注4） 1861年普通ドイツ商法の第31条の評価規定の客観価値にして画一主義の適用の困難かつ不合理なる結果から、ジモンの主観化価値にして且つ個別主義評価原則が主張された。（上野道輔著 前掲書、283頁。）

（注5） Simon, *a. a. O.*, S. 304, in: Zimmermann, *a. a. O.*, S. 82. 「ジモンは『個人的価値』をもって貸借対照表価値とし、企業財産を企業の欲望満足の目的又は方法に従って二種類に分け、使用財産については個別使用価値を、取引財産については個別的取引価値をもって評価の標準価値とする。」（上野道輔著 前掲書、293頁。）

（注6） ジモンの著書『株式会社及び合資会社の貸借対照表』は、1884年株式法を中心とする法解釈の研究書であった。（野元文子稿「ジモンの主観的価値説」『明大商学論集』第49巻第7号、77頁参照。）

（注7） Simon, *a. a. O.*, S. 409, in: Zimmermann, *a. a. O.*, S. 84. 「ジモンのいう個人的使用価値又は経営価値は使用財産の獲得価格から減価を差し引いたもの即ち原価減減価に過ぎない。また、パッソウは、この使用価値より獲得価格への飛躍を称してジモンの命懸けの飛躍であると述べている。」（上野道輔著 前掲書、312頁、314頁参照。）

（注8） 「損耗額の算定方法になると、獲得価格マイナス残存価額を耐用年数で除すといういわゆる定額法の償却計算をもちだし、この額が上記の価値減少に一致するといわざるを得ないのである。結局主観的使用価値、経営価値、原価マイナス減価の同一性が主張されることになるため、これがジモン価値論における弱点として指摘されていることは周知の事実であろう。」（渡辺陽一稿 前掲稿、259頁。）

Simon, *a. a. O.*, S. 381, in: Zimmermann, *a. a. O.*, S. 84. 価値減少は、対象物の構成部分の直接的使用（量的減少）によって生じる、あるいは使用によって直接減耗しない対象物の場合には、利用の結果、遞減的に生じる質的低下と使用可能性の減少によって生じる。

（注9） Simon, *a. a. O.*, S. 337, in: Zimmermann, *a. a. O.*, S. 85. 取得原価主義は、

「実質的な貸借対照表規則」には関連しないで、利益分配にのみ関係する。法律は、未実現利益を積立金に積み立て、財産対象物を販売したときだけ分配することを会社に義務づけた。

(注10) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 86.

(注11) Simon, *a. a. O.*, S. 167.

(注12) Ebenda.

(注13) Moxter, Adolf, *Bilanzlehre*, 2. Aufl., Wiesbaden 1976. S. 274.

(注14) Simon, *a. a. O.*, S. 166.

(注15) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 88.

(注16) Simon, *a. a. O.*, S. 166.

(注17) Simon, *a. a. O.*, S. 304.

(注18) Simon, *a. a. O.*, S. 161.

(注19) Simon, *a. a. O.*, S. 168.

(注20) Simon, *a. a. O.*, S. 168.

(注21) Simon, *a. a. O.*, S. 363.

(注22) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 91. 贈与は、反対給付なしに財産増加を得るからである。(上野道輔 前掲書, 200頁。)

### Ⅲ Schmalenbach の動的貸借対照表論における 積極側計上基準

#### 1. 比較可能な利益の決定

Schmalenbach は、『動的貸借対照表論』において損益計算を主目的としていると一般に解釈されている。しかし、Zimmermann によれば、Schmalenbach が、損益計算を主目的とする動的貸借対照表論に至るには、次のような過程を経たと考えられる。

すなわち、Schmalenbach は、基本的には財産の決定（絶対的額ではない）を支配的目的（die dominierende Zielsetzung）として見ている<sup>(注1)</sup>と Zimmermann は考えている。その場合、統合的方法（die synthetische Methode）によって、企業の有益財産を決定できないという問題点におつかる<sup>(注2)</sup>。そこで、Schmalenbach は、有機的結合（die Kombination）の重要性を認識した。すなわち、「個々の財産価値は、結合が継続するかぎり、それ自体は価値を

持たない」。この彼の説明のなかには「内在価値」(der innere Wert)<sup>(註3)</sup>である収益価値を決定することは困難であるという理由が含まれている。このような、個々の財産価値の算術的合計による財産価値決定の限界に突き当たり、Schmalenbach は、貸借対照表を財産計算の手段として看なすことを否定した<sup>(註4)</sup>。このような経過を経て、結果的に、支配的目的は、損益の決定すなわち、「比較可能な利益」の決定となった<sup>(註5)</sup>。収益計算の必要条件として「比較可能性」の相対的關係が重視されたことになる<sup>(註6)</sup>。しかし、このことは、「比較可能性の絶対的正確性」が犠牲にされることを意味している。Schmalenbach の『動的貸借対照表論』の中心原則である「比較可能性」は、第 1 版から第 13 版 (Richard Bauer による改訂版) まで主張されている、それとともに「比較可能な利益」についての彼の思考も変化している。

Zimmermann は、「比較可能な利益」の実質的な内容に見られる変化について、次のような二点を挙げている。

まず一つには、第 8 版では、「比較可能な利益」は「適正な経営管理」(die richtige Betriebssteuerung) に役立つと述べられている。しかし、第 13 版では、「比較可能な利益」は「経営運営の管理」(die Kontrolle der Betriebsbearbeitung) に役立つと変えられている。これは、単に、言語上の違いに過ぎないものとして片付けられない。というのは、第 8 版<sup>(註7)</sup>における「比較可能な利益」は、外的影響と内的影響から構成される。つまり、市場からの影響の他に、企業自体から生じる内的影響の把握を目的にしている。それに対し、第 13 版は、本来の全体経済的思考が縮小され、「市場からの影響」が考慮されなくなるからである。第 13 版では、「市場からの影響」が比較可能性を阻害することが配慮されている。

この変化は、Schmalenbach が、期間外要因の排除に努め、かつ「絶対的正確性」よりも(期間的)「比較可能性」を優先していることによるものであった。これは、Zimmermann によれば、「動的利益についての経済的理論思考から貸借対照表レベルへの転換の最初の試み」の表われとされる。このような「比較可能な利益」という概念は、「反復可能な規則的流れ」(所得理論の意味における)として解釈されている<sup>(註8)</sup>。

もう一つの変化は、初版では、期間的比較可能性(die Zeitvergleichbarkeit) についてのみ述べられ、それに対して、第3版以降では、経営比較 (der Betriebsvergleich) と期間比較について述べられる(注<sup>9</sup>)ことである。両比較のうち、経営比較の方が多くの識別資料を提供すると考えられた。しかし、その後、経営比較は、経営比較の対象となる事柄が欠如することから当時の実務にとって重要性を失った。そのため、第13版では、経営運営の決定に関して期間比較だけが残されることとなった(注<sup>10</sup>)。

つぎに、「比較可能な利益」に過去・将来指向の導入が必要になる。そこで、もし、Engels のように、「比較可能な利益」が予測可能性 (die Extrapolationbarkeit) として解釈されるならば、Schmalenbach の動的貸借対照表論の利益は、予想可能な利益の決定を(注<sup>11</sup>)必要とするであろう。このことから、彼の貸借対照表作成の指摘は、時の経過とともに、徹底的な修正が必要となった。しかし、「予測としての正確」が、唯一の判断基準として役に立たないことが明らかになり(注<sup>12</sup>)、貸借対照表上の利益決定の範囲内で客観化する必要が生じた。すなわち、予測指向の利益決定の場合に、貸借対照表作成に裁量の余地が与えられる。この余地を制限するためには、彼が考えたように「計算の確実性」と「恣意性の制限」が必要になる。しかし、この必要をみたとす目的額が表示できないという難点が生じる(注<sup>13</sup>)。

## 2. Schmalenbach の形式的構造からの積極側についての解釈

Schmalenbach にあっては、言うまでもなく、まず全体利益が、収入と支出の差額として計算され、次に、期間利益の決定のために、収入・支出の期間区分が必要とされる。この期間区分という枠内で、『動的貸借対照表論』の第1版は、比較可能性の原則にウェイトを置いている(注<sup>14</sup>)。

その比較可能性の要求と貸借対照表の位置付け(貸借対照表は、個別期間の調整 der Ausgleichspuffer である)は、利益の決定における実現主義の適用・低価主義の否定という前提を補強している。周知のように、Schmalenbach の場合、財産の定義は、利益の定義によって決定される。貸借対照表上の価値は、独立して存在するのではなく、利益計算によって初めて発生する調整価値

(der Ausgleichswert)である(注15)。その結果、Zimmermannによれば、動的貸借対照表論の貸借対照表内容は、固有の表示能力はなく「記帳技術上の財産」として理解されるべきである(注16)。このように解釈すれば、Schmalenbachの理解する財産には、市場価値の上昇は考慮されていない。しかし、このことは、市場の影響をも表示すべきとする「比較可能な利益」(第1版)に矛盾し、さらに「慎重性の原則」・「計算確実性の原則」によって補足されることから、初版で述べられたSchmalenbachの「比較可能な利益」の思考は変化せざるをえなくなった(注17)。

Zimmermannによれば、結果的には、Schmalenbachは、「比較可能な利益」を計上・評価規定に基づき詳細に決定しようとした。その際、とりわけ、版を重ねるとともに変化する積極側への計上基準は重要であると考えられている。

(1) 貸借対照表項目の形式的な決定

Schmalenbachは、貸借対照表を「繰越機能」(die Übertragungsfunktion)のための「有益な手段」(das nützliche Mittel)として見ている(注18)。しかし、貸借対照表をそれ自体として全く不可欠のものとして考えておらず、利益決定のためにのみ貸借対照表に関心をもっているに過ぎない。次に示すピラントゥシェーマによって、貸借対照表の積極側と消極側が説明される。

積極側	貸借対照表	消極側
支払手段		資本
今期支出・今期費用		今期費用・次期支出
今期支出・次期収入		今期費用・次期給付
今期給付・次期費用		今期収入・次期給付
今期給付・次期収入		今期収入・次期支出

貸借対照表の積極側は、支払手段の他に、当期の支出・給付が含まれ、これらは、将来の期間内に、費用として計算されるべきか、あるいは収入となる。貸借対照表の消極側は、資本の他に、費用と収入が貸借対照表上に記載される。これらは、次期になってようやく給付として見なされ、あるいは将来、支

出に至る。

(2) 積極側の「前給付」について

以上により明らかなように、Schmalenbach にあっては、積極側は、「前給付」(die Vorleistung) を、また消極側は、「後給付」(die Nachleistung) を示す。つまり、積極側の「前給付」は、将来、収益となる価値が問題にされる。(注<sup>19</sup>)しかし、Zimmermann によれば、「将来の効益」についての Schmalenbach の解釈は、「将来の購入期待の増大」(die Erhöhung künftiger Entnahmeverwartungen) を示すのか、あるいは「市場価値上昇の意味での財産価値の増大」(die Vermögenserhöhung im Sinne einer Marktwertsteigerung) を示しているのか明白ではない(注<sup>20</sup>)。Schmalenbach の動的貸借対照表観によれば、「将来の収益」は、「価値増加」(die Werterhöhung) という静的特徴はもたない。たとえば、維持費についての支出を、当期間にだけ負担することは適当ではなく、多年度にわたる配分が必要である場合には、固定資産の増加として処理される。このような処理の根拠は、維持費のための支出が、多年度にわたって役立っている場合に必要だという理由による。

Zimmermann によれば、上述の維持費の支出についての処理は、Schmalenbach が将来の回収予想を考慮しているのではなく、主観的使用価値を考慮しているためであるとする。結局は、Schmalenbach が「将来の効益」を主観的使用価値の上昇として理解していると判断される。そのため、彼は、積極側を「個々の使用価値」をもつ「前給付」として理解していると考え(注<sup>21</sup>)。

さらに、一例を挙げれば、偶発費用 (die Zufallsaufwendungen) があり、Schmalenbach によれば、偶発費用の貸借対照表への計上は、利益計算の比較可能性を危険にさらす、そのため偶発費用を計算上調整する必要が生じた。そこで考えられたのが、規則的な期間引当金を設定することによって偶発費用を期間配分することであった(注<sup>22</sup>)。このことによって、ピランツシュエマの「今期費用、次期支出」を消極側に設けた。その例として、保険積立金が挙げられる。損害額が保険積立金を超えるならば、その超過額は積極側へ計上される。

版を重ねるにつれ、比較可能性の確保のため貸借対照表財産について「独立」の表示能力を必要としなくなった。つまり、積極側項目は、企業の解散・

継続を仮定した財産を示さず、将来の収益・主観的使用価値を有さないものとなった。ただ単に、期間比較可能性に役に立つ純粹な「計算項目」(die Verrechnungsposten) だけが問題にされた。結果的には、財産の決定は、利益決定に従属させられるため、貸借対照表は、財産価値(使用価値・市場価値)を示さない計算技術上の一定の財産(記帳技術上の意味における財産)が表示されることとなった<sup>(注23)</sup>。しかし、このような(動的)財産を理解するために用いられている「調整項目」(die Ausgleichsposten)は、Schmalenbach によって一時的に主張されたにすぎない。というのは、彼は、「調整項目」を『動的貸借対照表論』第1版の中で「非常に疑わしい」積極側項目として見ているからである。その後、「調整項目」は提案されない。Schmalenbach は、理論的な考察から<sup>(注24)</sup>ではなく「世間一般の見解に矛盾している」ことから、期間外損益勘定を用いることによって、調整項目を積極側へ設定することを避けた(第3版)。第3版になってようやく考案されるようになった期間外損益勘定(die aperiodischen Erfolgskonten)は、過去に行なった予測の誤りが、当該期間の利益計算に影響を及ぼすことを阻止することになった(たとえば、過去の期間に見積もった耐用年数が短期間であったため、過小償却を行っていた場合には、期間結果を歪めることなく期間外損益勘定で修正することができる)<sup>(注25)</sup>。

### 3. 評価規定に見られる Schmalebach の思考の変化

#### (1) 評価規定と比較可能性

『動的貸借対照表論』の初版における評価規定は、統一的でなく、彼は、「比較可能な利益」のために、様々な価値評価を提案している。①経営運営の測定の目的(das Ziel der Messung der Betriebsgebarung)のためには取得原価で評価し、また、②市場影響の意図的把握(die beabsichtigenten Erfassung von Marktwirkung)のために、時価で評価している。他に、③取替原価(der Ersatzwert)による評価が述べられている。しかし、③は、あまり重視されていない。

また価値評価には、比較可能性のために「出来るだけ大きな安定性」(die

größtmögliche Stabilität)<sup>(注26)</sup>つまり相対的安定性・絶対的安定性にも努められる。そのことは、積極側価値については、競争価値以下が、また、消極側価値については、競争価値以上が、最も良い状態だと考えられた。しかし、Schmalenbach にとって、最良の価値決定は、それぞれ「対象と状況の性質に応じて」<sup>(注27)</sup>(je nach der Art des Gegenstandes und den Umständen) 変化した(第1版)。そのために、結果的には、彼の言う最良の価値決定は、継続性に逆らうことから、「比較可能な利益」に反するものとなった。そこで、評価規定と利益概念が問題になってくる。

### (2) 評価規定と利益概念

『動的貸借対照表論』第1版における低価主義の否定は、理論的な考慮に基づいていると Schmalenbach は考えている。というのは、低価主義の本来の目的は、損益計算以外にあるのであって、最適な利益計算を崩すからである。それに対して、彼が実現主義を支持したのは、理論的な考慮に基づくのではなく、恣意性の排除のためによるものであった<sup>(注28)</sup>。実現主義を支持した例は、投機を目的とする販売財にみられる。販売財は、時価評価によって評価される。しかし、最良の価値決定とされる「対象と市場の性質」から確実な市場価格が必要とされる。それには、実現主義の利益計算が必要となる。Schmalenbach は、時価による計算を「理論的に適正な計算」と見ている。しかし、評価修正が必要になることから、実現主義を臨時的な「応急処置」(die Notbehelf) と考えている<sup>(注29)</sup>。他方、経営財については、時価評価に反対している。それは、継続性に反することから「全体利益計算の破壊」に至るためである。時価は、取替価値の「尺度」として考え、固定資産については取得原価が優先される。Schmalenbach は、原価を選択した理由として二つ挙げている。それは、一つには、継続性の原則からである。もう一つには、実務上、安定した低価値(過大償却による利益隠蔽)が普及していたからである<sup>(注30)</sup>。

### (3) 低価主義の否定と慎重性の原則

Schmalenbach は、慎重性の程度を明白にしていなかったために、「良質の」秘密積立金と「否定的」に評価される秘密積立金の区別が出来ない。また、慎重性の原則は、販売財において低価主義として認められるようになった。このこ

とから、Schmalenbach の基本的見解である低価主義の否定（第1版）が、慎重性の原則によって非論理的な会計処理を根拠づけることになった。つまり、低価主義の適用によって慎重性の原則を重視する形となった。

たとえば、拘束棚卸資産の場合、前年度の残高については、原則上、前年度の価値評価で評価されなければならない。そのため、仕入価格の下落の際には、低価主義によって期間外費用として処理しなければならない。前年度残高の減価処理について、第6版では、「損益計算を阻害しない程度に」処理すべきだとした<sup>(注31)</sup>。それについて、第8版では、比較可能性を阻害するような損益計算は避けるべきだということの他に詳しい説明を加えている<sup>(注32)</sup>。Schmalenbach の評価規定は、低価主義の否定と実現主義の支持という基本的な見解によって支えられているかのように思われたが、『動的貸借対照表論』の版を重ねるに従い彼の思考が変化している。

#### (4) 比較可能性についての思考の変化

彼は、理論的ではないと考えている実現主義を「正規の簿記の諸原則」に違反しない程度に認める<sup>(注33)</sup>。そのため、以前の見解（第6版）に反して、時価による積極側への計上を断念した。これは、Schmalenbach の貸借対照表作成の価値カテゴリーに大きな変化をもたらした<sup>(注34)</sup>。つまり、未実現の利益を排除するために、貸借対照表上の価値上限は、取得原価となり、彼の主張する多種類の価値評価思考は、取得原価・低価主義による価値評価となった。

たとえば、投機的棚卸資産は、取得原価で評価し、価値の引き下げについては、期間外費用として処理する。この期間外費用は、彼の見解によれば、当該の期間利益の虚偽の表示をもたらすと考えられる。しかし、「この年度利益を歪めること」を「将来のための適正な損益計算」のために妥協せざるをえなかった。すなわち、彼は、現在の期間利益の比較可能性よりも、将来の継続性のために、一時的に継続性の原則に逆らって得られる期間利益には予測上の「比較可能性」があると考えた。彼は、経営比較の目的のもとで、将来の減価償却のために、現在の過大償却は仕方がないと考えた。Zimmermann によれば、これは、寛大な低価主義の受け入れであり、この種の処理には、引当金の設定と多期間への配分が必要である。しかし、彼女によれば、Schmalenbach

は、拘束棚卸資産については、厳格な低価主義を認め、財産概念について未実現の価値減少を把握している。これは、「比較可能な利益」が動的利益から離反し、「比較可能な利益」の表示を不可能にしていると考えられている<sup>(注35)</sup>。

#### 4. 貸借対照表観の変遷から生じる利益概念の変化

##### (1) 慎重性についての思考の変化

前述のように、Schmalenbach の評価規定の思考の変化は、「比較可能な利益」の動的利益からの離反をもたらした。さらに、『動的貸借対照表論』第8版は、これまでとは異なった貸借対照表目的・計上基準について述べていることから根本的な方向転換が行なわれているといわれている<sup>(注36)</sup>。これは、特に、慎重性についての思考の変化によるものであった。慎重性の原則の重視によって、安定した利益表示を阻害し、また、「経済の上昇・下降」（経済上の転換時期）の認識が困難であることなどが生じた。それにもかかわらず、慎重性の原則が重視された根拠は、過小の成果よりも過大の成果が危険であると考えられたからである。つまり、過大の成果表示は、投資の誤算・過剰生産能力をもたらす。しかし、過小の成果表示は、「発展のテンポ」を緩めるに過ぎないからである。慎重性の重視は、貸借対照表計上規則について慎重な貸借対照表計上をもたらしたが、その反面、損益計算の不確実性をもたらした<sup>(注37)</sup>。また、第8版では、秘密積立金の設定・取崩しについての危険は述べられず、比較可能な損益計算による秘密積立金が支持されている。比較形式を阻害する特別減価償却を避けるために過大償却が要求されている。拘束棚卸資産の場合に、利益表示の安定化のために秘密積立金が支持されている。これは、投機的棚卸資産についても認められる<sup>(注38)</sup>。

##### (2) 利益概念の変更について

また、第8版から、利益概念の変更が見られる<sup>(注39)</sup>。特に、使用固定資産についての評価に際して、利益概念の変更が明らかになる。固定資産は、企業全体の構成部分であるため固有の価値をもたないと考えられる。しかし、固定資産が使用されず販売に当てられる場合、前述のテーゼに反する。つまり、要償却固定資産が販売される場合、市場価格は無視できない。その時、販売時点

の帳簿価値が重要であり、販売価値を超えてはならない。それに対し、未償却固定資産が販売される場合には、「将来の」個別売却価格で貸借対照表へ計上され、帳簿価値が将来の実現価値を超えることは避けられる。その点で、「将来の」価値の評価について、現時点の個別売却価値を主張する（静態的）破産貸借対照表の主張者の見解とは異なる。Schmalenbach も、ある限られた固定資産について「企業の解散」を前提にして、価値評価を帳簿以下の現時点の個別売却価値で評価している。しかし、貸借対照表価値については認めていない<sup>(注40)</sup>。

Schmalenbach は、ここで、貸借対照表内容を動的意味における「記帳技術上の財産」として理解するのではなく、「将来の個別売却価格の合計」として理解している。それは、貸借対照表上の財産を静的思考の財産に適合した潜在的市場価格として理解していることを意味している。そういったことから、Zimmermann は、Schmalenbach が財産思考の考察方法に向かっていると主張する<sup>(注41)</sup>。

### (3) 貸借対照表の位置付けの決定に際しての新しい傾向

Zimmermann は、貸借対照表の機能について Schmalenbach の見解にわずかな変化が見られると述べている。つまり、基本的な見解によれば、積極側は、「前給付」、消極側は、「後給付」を示す。しかし、彼女の解釈によれば、第 8 版では、積極側は、「未解消の前給付」を、消極側は、「未解消の後給付」を示す。そして、第 8 版におけるこのような概念に、如何なる項目が包含されるかについて規定している。すなわち、『動的貸借対照表論』の第 8 版から消極側には、債務関係の他に、積立金、引当金、価値調整項目（die Berichtigung）〔調整勘定……非常に高く評価した積極財の修正〕を認めている<sup>(注42)</sup>。

Schmalenbach は、積極側への計上基準として、もはや、一般的な「将来の収益」ではなく、「支出が『次年度以降の期間に収益に転換される』」ことを必要としている。すなわち、必要条件として、多年度に渡る前給付、つまり前給付から実際上の効益が推測され、かつ生じていることを求めている。実際上の対価（der materielle Gegenwert）をもたらさない支出に際して、前述の必要条件は、不十分となる。そのため、第 8 版から、有形財と無形財とに区別される。そこで、次に問題となるのが無形財についての積極側計上基準である<sup>(注43)</sup>。

## 5. 無形財についての積極側計上基準

Schmalenbach は、グッドウィル (Goodwill · Firmenwert · Geschäftswert · reiner Geschäftswert) についての 貸借対照表計上能力について述べている。彼は、まずグッドウィルをグッドウィル Nr. 1, グッドウィル Nr. 2 とに区分している<sup>(註44)</sup>。Zimmermann によれば、彼のグッドウィルの体系化は、新しい無形財の体系化に適さないという。Schmalenbach は、まずグッドウィル Nr. 2 から説明しているので、Nr. 2 から Zimmermann の見解に従って考察していきたい。

### (1) グッドウィル Nr. 2

Schmalenbach のグッドウィル Nr. 2 は、買入営業権に相当すると解釈される。その買入営業権は、算術的合計によって決定される貸借対照表財産と収益評価に基づく有益財産との差額である。グッドウィル Nr. 2 は、企業買収に際して発生する、つまり予測収益を資本化することによって計算された積極側と消極側との差額であり、営業 (das Geschäft) の超過価値が生じた場合に発生する (全体価値収益と個別価値収益〔物的財産の意味で〕の合計との差額)<sup>(註45)</sup>。このことより判断して、グッドウィル Nr. 2 は、「手続上生じる (技術上の) 差額」と理解される。グッドウィル Nr. 2 は、Schmalenbach のピランツシューマの項目の何れに該当するかについて考察すると、有益財産の一部であると考えれば、「支出前給付」(今期支出・次期収入) として、積極側へ計上されると解釈されなければならない。しかし、グッドウィル Nr. 2 が、上述のような差額概念として特徴づけられるとすれば、ピランツシューマの項目のいずれにも該当しない。形式構造からは、グッドウィル Nr. 2 には貸借対照表計上能力がないと判断される。そのため、Schmalenbach は、この差額を貸借対照表補助計上能力として説明している<sup>(註46)</sup>。

次に、有償取得と無償取得とに区別するために、Schmalenbach は、主観的な金額であるグッドウィル Nr. 2 を「取得」(der Erwerb)〔市場を通じて安定性が与えられる〕することによって客観化できるとしている。それに反して、Zimmermann は、グッドウィル Nr. 2 を「取得」によって客観化できないと

している。というのは、本来、自己創設は、買入取得より「対価」(der Gegenwert)により近いという理由からである。また、Zimmermannによれば、Schmalenbachが自己創設の財(利用権)の貸借対照表計上を考えていることから、グッドウィル Nr. 2のような特殊の性質をもつものは「取得」(客観化の機能が少ない)を基準にしてはならない(注47)。

(2) グッドウィル Nr. 1

Schmalenbachのグッドウィル Nr. 1は、「組織費」(創立費)にあたる。過去に支出された費用であり、将来における収益は生じない。文献上・法律上も、会社の設立準備から開業までの過程における支出費用の内、どこまでが組織費に入るかについて明白に規定されていないため、組織費の範囲が、正確に把握できない。すなわち、彼は、組織費の中に「運転開始費」、また開業後の支出も含めた広い解釈をしている。また、当時の文献でも宣伝キャンペーン、社員の訓練、試験研究などの支出を含めている(注48)。それゆえ、計算上、恣意性を生じるという理由から、貸借対照表への計上は否定される。

他方、法律は、1861年一般商法典においては「組織費」の貸借対照表計上を規定した。しかし、1870年株式法では、「組織費」の貸借対照表計上禁止が規定された、その後、1884年改正株式法・1937年株式法を経て貸借対照表計上禁止が継承された。しかし、法律では、「組織費」の概念は規定されていない。このような株式法規定の「組織費」の積極側への計上禁止を Schmalenbach は肯定したと一般に解釈される。

だが Zimmermann は、法律の積極側計上基準より Schmalenbach の積極側計上基準は狭いと解釈する。というのは、次のような「組織費」の関連規定「①設立費と資本調達のための費用の積極側計上禁止(第133条④) ②自己創立のグッドウィルの積極側計上禁止(第133条⑤) ③経営整備の費用は、固定資産と区別して表示すべきである(第133条④)」(注46)のうち、経営設備費は、設立費用と異なるため、資産化することが出来る。しかし、この資産化には、二つの制限がある、その一つが、③の経営設備費は、固定資産と区別して記載しなければならないという規定である。しかし、この③の経営設備費について Schmalenbach は、貸借対照表への計上を禁止している(慎重性の原則から)。

この法律の規定と Schmalenbach の思考との違いは、目的の違いによるものだと考えられる。すなわち、株式法は、配当可能な利益を目的にしている。それに対して、Schmalenbach は、動的貸借対照表論の利益を経営管理の手段として考慮し、情報機能としての利益を強調している。その後、1897年商法典「設立費と管理費」の積極側への計上禁止の規定に準拠し、Schmalenbach が「組織費」について積極側への計上を禁止したのは法律の規定に妥協したためである。つまり、彼は、組織費（顧客獲得、従業員・役員の養成・訓練等のための支出）を工場設備と同様に、積極側の価値として考えている。しかし、計上の出来ないような積極財についても、すべて「未費用」として積極側へ計上することを規制するために法律に妥協せざるをえなかった。しかし、新追加規定（1965年株式法）では、「組織費」の貸借対照表計上について選択権が与えられた。この規定から生じうる広い範囲の「組織費」の貸借対照表計上は、自己創設のグッドウィルの貸借対照表計上禁止の空洞化をもたらした。他方、「組織費」を費用として計上することによって、彼は、比較可能性の原則よりも計算確実性の原則と恣意性の排除の原則を優先することになった<sup>(註50)</sup>。

Zimmermann は、以上のような「組織費」についての Schmalenbach による処理に批判を与えている。一つには、グッドウィル Nr. 1 を「組織費」としているが、「組織費」の範囲を明白にしていない。二つには、グッドウィル Nr. 2 は、収益価値として解釈されているのにたいして、グッドウィル Nr. 1 は、原価（算術的合計によって決定される）の合計として解釈されている。三つめには、『動的貸借対照表論』第1版は、「支出残高」(die Ausgabenresten)の貸借対照表計上を支持している。しかし、第8版では、「支出残高」に反論し、「取得」による「対価」が考慮されている<sup>(註51)</sup>。Zimmermann は、この変化を財産指向の貸借対照表計上原則への接近と考えている。その理由として、静的貸借対照表からの離反を述べているにもかかわらず、貸借対照表に記載される財産は「記帳技術上の財産」(純粋な差し引き額)として認識されている。つまり、「将来の効益」を「対価」で認識している、それは、財産増加として表わすことを求めているからであるとしている。

「組織費」についての貸借対照表計上禁止は、純粋な経済財についての貸借

対照表計上禁止を指示する。というのは、支出から「対価」の取得は不可能（支出によって何らかの「対価」を得ることは困難）であるからである。もう一つは、個別評価が困難であるからである<sup>(注52)</sup>。

#### (4) 利用権 (das Nutzrecht)

Zimmermann は、Schmalenbach の主張する無形財についてグッドウィル Nr. 1・Nr. 2 の他に、有償取得の利用権・自己創設の利用権を考察の対象にしている。

Schmalenbach は、有償取得の利用権・自己創設の利用権を貸借対照表へ計上できるとしている。

##### ① 有償取得の利用権

有償取得の利用権は、「以前には他人の所有に属する利用権が、支出に対して取得される」<sup>(注53)</sup>ものとして理解される。この場合、「市場を通じた取得」が必要条件であり、費用の発生を必要条件としていない。この利用権の例として、カルテル割当・競争禁止・採掘権・火酒製造権・薬局権・契約権などが、挙げられる。Zimmermann によれば、Schmalenbach の有償取得の定義は狭いといえる。というのは、有償取得の利用権を権利と法定項目に限定しているからである。また、無形財が、取得以前に販売者側のもので「独立の販売価値」で存在すべきだという条件を放棄している<sup>(注54)</sup>。結果的に、純粋な経済財の積極側への計上禁止を示している。その結論にいたるのは、純粋な経済財は、償却期間が法律で規定されていないため、償却期間を客観的に見積もることができないことによる。そのため、有償取得の利用権は、権利（法律上）と法定項目に限定されている。このように限定されたのは、権利の存在が客観的に示され、検証可能であること、また、利用期限を法的期限によって客観性を与えることができると考えられているからである。さらに、「支出前給付」の積極側計上は、有償取得・実際上の利用・具体化された価値等の条件が与えられて初めて明確になり、この条件を満たす（『支出』が重視されず『獲得』が重視される）と考えられているからである<sup>(注55)</sup>。しかし、有償取得の利用権についての Schmalenbach の処理は、Zimmermann によれば、もはや、「純粋な動的」思考に基づいているとは言えない。このようなことから、Schmalen-

bach が、計上可能な有償取得の利用権を狭く解釈していることは明確である。しかし、純粋な経済財を基本的に積極側から閉め出しているのではない。というのは、自己創設の利用権についても貸借対照表計上を認めているからである。

## ② 自己創設の利用権

自己創設の利用権には、試験研究費がこれに当たる、すなわち「自己の企業内で取得される『利用権』である」、この支出について3つの条件を必要とする。つまり、1. 将来においても利用価値を有する 2. 配分の必要がある 3. 費用と利用が見積もり可能であるなどの三つの要件が求められる<sup>(注56)</sup>。

有償取得の利用権についての積極側計上は、法律の権利または法律で認められている項目に限定されている。これは、本来主観的である減価償却の経済的存続期間を法律で認められた償却期間の裏付けによって客観化しようとするものである。この場合には、法律上の償却期間を認めることは、将来における「効益」の意味における「経済的価値」が無視されることになる<sup>(注57)</sup>。

他方、自己創設の利用権についての貸借対照表計上は、Zimmermann によれば、「認識可能な原価価値」(die erfaßbaren Kosten) のほかに「認識可能な効益」(die erfaßbaren Nutzen)〔前述の条件 3.〕を積極側計上の前提としている。Schmalenbach は、積極側計上の基準を具体化する際に、「将来の回収予想の増加」(eine Erhöhung künftiger Entnahmeerwartungen)〔抽象的財産増加概念〕を考慮しているのではなく、「将来の効益」を考慮し、最後には、「財産増加」(権利に圧縮“verdichtete”された財産価値)として解釈している。自己創設の利用権の積極側への計上に「認識可能な原価価値」を必要とすることは、費用支出に対して得られた純粋な経済財は、積極側へ計上できるということを示す。つまり、Zimmermann によれば「資金反対給付」(die finanzielle Gegenleistung) なしには、純粋な経済財は、積極側へ計上できないと解釈される<sup>(注58)</sup>。

ここで問題となるのは、無形財の「認識可能性」の予想時点について説明されていないことである。また、「認識可能な原価価値」が、積極側への計上基準として十分かどうかについて追求されていない。Schmalenbach は、無形財

の領域で生じる費用について、積極側への計上基準として、効益を生じる財産増加による「将来の効益」を前提としている。それにもかかわらず、それらの費用が法律における財産価値でないことから、貸借対照表への計上は出来ないとして、無形財の領域に生じる費用を「グッドウィル Nr. 1」に含めている。

その反面、Schmalenbach は、証明・評価の客観化ができないことから「グッドウィル Nr. 2」を不規則な積極側項目としている。このことは、彼の狭義の積極側への計上の定義に矛盾しない。というのは、例外的積極項目を挙げることによって、規則的な積極側項目（法律上具体化されている価値・権利・法定項目）について客観性を与えることができるからである<sup>(注59)</sup>。

## 6. 理論的利益概念と基本的原則との間に生じる矛盾

前述の無形財の貸借対照表計上規定に関して、第8版以前と第8版以降の計上規定は矛盾する。第8版以降は、比較可能性の原則よりも、計算確実性の原則と慎重性の原則が、優先的地位に置かれている。つまり、比較可能な利益決定のため、裁量の余地を一般原則に委ねないで、具体的な規則を尊重している。というのは、積極側の無形財と有形財は、根本的に貸借対照表項目の形式的定義から区分されているのではなく、慎重性と客観化の観点から根拠づけられているからである。すなわち、積極側の計上範囲を狭く定義することによって、宣伝手段・従業員の養成・研究作業等の支出については、積極側への計上禁止される。これは、獲得される「対価」が尊重され、「期間計算」による費用決定は無視されていることを示している。この処理は、「不確実性と恣意性」を取り除くことになる。しかし、他方では、「比較可能な利益」の決定が著しく阻害される。つまり、「比較可能な利益」の決定の阻害が、企業の進展の方向表示を完全に虚偽のものとする<sup>(注60)</sup>。

(注1) Schmalenbach, *Dynamische Bilanz*. 13. Aufl., S. 28. in: Zimmermann, *a. a. O.*, S. 110.

(注2) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 110.

(注3) Schmalenbach, *a. a. O.*, 13. Aufl., S. 45. S. 57. in: Zimmermann, *a. a. O.*, S. 111.

- 〈注4〉 Zimmermann, *a. a. O.*, S. 111.
- (注5) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 111.
- (注6) Schmalenbach, *Grundlage dynamischer Bilanzlehre*, 1. Aufl., in, *ZfhF*, 13. Jg. (1919) S. 1-68. in: Zimmermann: *a. a. O.*, S. 111.
- (注7) Schmalenbach, *Dynamische Bilanz*, 8. Aufl., S. 15. Schmalenbach, *Dynamische Bilanz*, 13. Aufl., S. 53-54.
- (注8) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 113.
- (注9) Schmalenbach, *a. a. O.*, 3. Aufl., S. 81. in: Zimmermann, *a. a. O.*, S. 114.
- (注10) Schmalenbach, *a. a. O.*, 13. Aufl., S. 54. in: Zimmermann, *a. a. O.*, S. 114.
- (注11) Engels, Wolfram, Bemerkungen zu den Bilanztheorien von Moxter und Stützel, in: *Bilanzfragen* Düsseldorf 1976. in: Zimmermann, *a. a. O.*, S. 115.
- (注12) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 116.
- (注13) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 117.
- (注14) Schmalenbach, *a. a. O.*, S. 9-10, 1. Aufl., in: Zimmermann, *a. a. O.*, S. 118.
- (注15) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 119.
- (注16) Ebenda.
- (注17) Schmalenbach, *a. a. O.*, S. 26, 1. Aufl., in: Zimmermann, *a. a. O.*, S. 119.
- (注18) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 119.
- (注19) Schmalenbach, *a. a. O.*, 3. Aufl., in: Zimmermann, *a. a. O.*, S. 121.
- (注20) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 121-122.
- (注21) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 122.
- (注22) Schmalenbach, *a. a. O.*, S. 142. 3. Aufl., in: Zimmermann, *a. a. O.*, S. 124.
- (注23) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 126.
- (注24) Schmalenbach, *a. a. O.*, S. 35. 1. Aufl., in: Zimmermann, *a. a. O.*, S. 125.
- (注25) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 126.
- (注26) Schmalenbach, *a. a. O.*, S. 81-82. Aufl., in: Zimmermann, *a. a. O.*, S. 129-130.
- (注27) Schmalenbach, *a. a. O.*, S. 83.
- (注28) Schmalenbach, *a. a. O.*, S. 88. 3. Aufl., in: Zimmermann, *a. a. O.*, S. 131.
- (注29) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 132.
- (注30) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 133-134.
- (注31) Schmalenbach, *a. a. O.*, S. 200-201. 6. Aufl., in: Zimmermann, *a. a. O.*, S. 144.
- (注32) Schmalenbach, *a. a. O.*, S. 137. 8. Aufl., in: Zimmermann, *a. a. O.*, S. 150.
- (注33) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 144.
- (注34) Ebenda.
- (注35) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 146.

- (注36) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 147.
- (注37) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 148-149.
- (注38) Schmalenbach, *a. a. O.*, S. 137. 8. Aufl., in: Zimmermann, *a. a. O.*, S. 150.
- (注39) Schmalenbach, *a. a. O.*, S. 137. in: Zimmermann, *a. a. O.*, S. 151.
- (注40) Schmalenbach, *a. a. O.*, S. 153-160. in: Zimmermann, *a. a. O.*, S. 151-154
- (注41) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 154.
- (注42) Schmalenbach, *a. a. O.*, S. 27. 35. 8. Aufl., in: Zimmermann, *a. a. O.*, S. 155
- (注43) Schmalenbach, *a. a. O.*, S. 105. in: Zimmermann, *a. a. O.*, S. 157-158.
- (注44) Schmalenbach, *a. a. O.*, S. 102-105. 積極側計上基準の問題については Schmalenbach, *a. a. O.*, S. 196-218. で述べられている,
- (注45) Schmalenbach, *a. a. O.*, S. 103. 8. Aufl., in: Zimmermann, *a. a. O.*, S. 160.
- (注46) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 161-163.
- (注47) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 161-163. Adolf, Moxter, Die Geschäftswertbilanzierung in der Rechtsprechung des Bundesfinanzhofs und nach EG-Bilanzrecht, *BB*, Heft15. 1979.
- (注48) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 174-176.
- (注49) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 178. 1937年株式法第133条4項は5項2号の誤りであろうと考えられる。
- (注50) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 179-186.
- (注51) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 188.  
Schmalenbach, Generalunkosten als Produktionskosten in der Bilanz der Aktiengesellschaft, S. 164. in: *ZfhF*. 2. Jg. 1907/1908.
- (注52) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 191.
- (注53) Schmalenbach, *a. a. O.*, S. 106. 8. Aufl., in: Zimmermann, *a. a. O.*, S. 193.
- (注54) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 194.
- (注55) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 201.
- (注56) Schmalenbach, *a. a. O.*, S. 106. 8. Aufl., in: Zimmermann, *a. a. O.*, S. 203.
- (注57) Zimmermann; *a. a. O.*, S. 321.
- (注58) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 222.
- (注59) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 226.
- (注60) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 229.

#### IV 貸借対照表論における積極側計上基準の問題点

まず, Simon の静的貸借対照表論における積極側計上基準についての問題点

は、Zimmermann によれば、次のように考えられる。

評価基準においては、販売対象物についての価値評価は、個別の取引価値、つまり売却価値によって評価することによって Simon の財産指向の考察は貫徹できる。しかし、経営対象物についての個別使用価値による評価は、「使用可能性の減少」に見合う価値減少を定額法による減価償却方法によって原価マイナス減価による獲得価格を貸借対照表に計上する。固定資産についての評価規定は、明白に静的思考に基づくものとはいえない。

また、「取引可能性」による計上基準は、「取得の対象として権利主体に対応する全てのものが財産に数えられうる」という定義から判断すれば、「売却可能性」というよりも「調達可能性」として解釈される。また、Simon が例として挙げている無形固定資産についても個々の無形財産価値の計上が困難なことから、積極側への計上基準として「売却可能性」よりも「調達可能性」と解釈したほうが適当である。しかし、純粋な経済財については、企業の解散の場合には、「個別の売却可能性」によって計上することを Simon が前提としていることから、Zimmermann によれば、「売却可能性」に近い「取引可能性」による積極側計上基準と解釈される<sup>(注1)</sup>。

Zimmermann は、Schmalenbach の動的貸借対照表論における積極側計上基準については、次のように論評している。

動的貸借対照表論の中心となる「比較可能な利益」は、経営の真実の体質を測定し、「上昇」と「下降」についての早期指摘によって適正な経営管理に役立つ（第8版）と考えられている。しかし、企業の「上昇」-「下降」の指摘が、有益財産の増加（純財産増加理論の意味において）あるいは、配分基準の変化（源泉理論の意味において）として理解されているのか明白に説明されていない。

また、無形の個別価値の場合の狭義の積極側計上基準（権利と法定項目に積極側への計上基準に限定している）は、解散時の財産の決定（die Ermittlung von Zerschlagungsvermögen）が対象となっている。しかし、企業の解散時を前提とした財産の決定に基づく「比較可能な利益」は、前述のような使命を十分にかつ確実に満たすことができない。彼は、基本的な説明において、（解

散時あるいは有益) 財産の決定を貸借対照表計上目的として考えていない。

また、「比較可能な利益」の決定のために、貸借対照表の機能を「繰越機能」として強調し、積極側を「未解決の前給付」(die nicht ausgelöste Vorleistungen)として考えている。さらに、積極側計上基準の決定にさいして、無形個別価値について「将来の効益」が考慮されている。それにもかかわらず、無形財の積極側への計上は、法律上の権利と法定項目に限定されている。この処理方法は、Schmalenbach が、不十分な理論基礎のために財産指向の考察方法から逃れることが出来ず、また貸借対照表内容を「記帳技術上の金額」(die buchtechnische Größe)として認識していないことによる。Schmalenbach の場合、無形財の積極側計上について、恣意性を排除しようとすることから、中心原則である比較可能性の原則を阻害する慎重性の原則の重視へと変化していった。このようなことから、Zimmermann は、従来の貸借対照表論の枠内で、貸借対照表計上が納得いくように根拠づけられていないと主張する(注2)。

(注1) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 91.

(注2) Zimmermann, *a. a. O.*, S. 232.

## おわりに

以上、本稿においては、Simon と Schmalenbach の貸借対照表論における貸借対照表能力論、とりわけ積極側計上基準についての見解を検討し、それらに関する Zimmermann の論評を見てきた。ここで、その結果を要約すれば、次のとおりである。

一般に、貸借対照表積極側計上基準は、貸借対照表目的観の相違、従って貸借対照表上の利益概念がそれぞれ貸借対照表の中でどのように解釈されるかによって異なる。例えば、静的貸借対照表観においては、その貸借対照表目的が、財産計算に置かれている当然の結果として「財産」概念が特に重視され、「売却可能性」のない無形財は、「財産」とは見なされ難く、その貸借対照表計上能力は認められない。それに対して、動的指向を有する貸借対照表観においては、その貸借対照表目的は、利益計算に置かれていることから、帳簿財産を

対象とする貸借対照表レベルの利益の決定、すなわち「比較可能な利益の決定」が重視される。そして、この動的貸借対照表上の利益は、貸借対照表の内容を「計算技術上の金額」として特徴づけることとなった。

Zimmermann の貸借対照表能力論、あるいは積極側計上基準論は、このような従来一般的であった見解とは異なる論理、すなわち、所得概念（経済理論における所得概念）→貸借対照表利益概念→貸借対照表内容→積極側計上基準という独特の論理に基づき、Simon と Schmalenbach の積極側計上基準論を論評する。

すなわち、Zimmermann によれば、Simon の積極側計上基準の条件として、個人的主観価値（販売対象物＝取引価値・経営対象物＝使用価値）と取引可能性が挙げられ、個別取引可能性について個別調達可能性と解釈できる面と個別売却可能性として解釈できる面があることが指摘される。

また、Schmalenbach の積極側計上基準についての Zimmermann の解釈は、動的貸借対照表論の形式的な理論における積極側計上基準では、無形財において説明できなくなっていることを指摘している。さらに、Schmalenbach の動的貸借対照表論における「比較可能な利益の決定」という中心思考から、版を重ねるに従い、慎重性の原則・恣意性の排除の重視へ移行することによって、彼の思考が動態論から静態論へ変化していると指摘される。

このような Zimmermann の解釈には、さらに慎重に吟味しなければならない側面もあるが、現在の状況を考慮したこれまでにない Simon 及び Schmalenbach の貸借対照表論・貸借対照表能力論に関する解釈が見られる。そして、この解釈は、従来の貸借対照表論による積極側計上基準の限界を指摘したものと評価することができる。